# 幼稚園・保育園の明治期から大正期までの成立過程と制度

- 山形県内を例として -

田 中 ふみ子 幼児教育科 松 田 知 明 幼児教育科 小 林 浩 子 幼児教育科

(2014年10月1日受理)

#### 〔要約〕

平成27年度からこども・子育て支援新制度が実施される予定である。保育制度が大きく変わるこの時期に改めて、わが国の幼稚園・保育園の成立過程と制度の変遷と山形のそれを比較し、歴史を再検証しながら検討することを通して、本県の保育の特徴について検討した。その結果、全国と比較して明治・大正期までの山形県の幼稚園の増加率は低く、子守学級(学校)が幼児教育の多くの役割を担っていたと推察される。明治後期に青木マサが設立した施設は今日まで続いており、現在の養護施設、保育所、幼稚園を合わせたような機能を持ったものの先駆けとなったと考えられる。本県における明治期から大正期までの幼児教育は、教育的機能よりは託児的機能を持つ施設が普及した。このような成立経過は、その後、本県における幼稚園が普及する素地となったと考える。

#### I. はじめに

就学前に子どもたちが教育を受ける施設として幼稚園と保育所がその機能を担って、それぞれ貢献している。しかし、2施設は根拠とする法律も違い、制度も違っていることから、山下<sup>1)</sup>など多くの人がそれぞれの制度を一つにすべきであると以前より指摘されている。

この指摘に対して、幼保一元化や幼保一体化という言葉が使われ、2施設を一つのものにする政策も示された。平成27年度からはこども・子育て支援新制度が実施される予定である。実施に際しては、市町村が地域のニーズに基づき計画を策定し、事業を実施することになっている。市町村によっては公立の幼稚園及び保育所を原則すべて幼保連携型認定こども園へ移行を目指すところもある<sup>2)</sup>。

そこで、保育制度が大きく変わるこの時期に改めて、 わが国の幼稚園・保育園の成立過程と制度の変遷と山 形のそれを比較し、歴史を再検証しながら検討するこ とを通して、本県の保育の特徴について検討する。

# Ⅱ. 全国における成立過程

#### 1. 明治時代

日本幼児保育史では、明治時代を幼児教育史から表 1に区分している。

#### 表 1 明治時代の保育史区分3

	表 1. 明治時代の保育史区分3)					
明治前期 明治元年(1868)~19年(1886)						
第一期 (草創期)	明治元年(1868)~9年(1876) 王政復古後、五箇条の御誓文が出て新しい近 代化の歩みが始まった明治元年から、東京女 子師範学校の附属幼稚園が開設されるまでの 頃で、保育施設が誕生し始めた草創の時期を いう。 (明治5年:学制公布) (明治7年:東京女子師範学校開設)					
第二期 (揺籃期)	明治9年(1876)~14年(1881) 附属幼稚園ができてから、その影響などによって最初いくつかの幼稚園が開設された揺籃期を称する。 (明治9年:東京女子師範学校附属幼稚園開設) (明治12年:教育令改正 幼稚園設・廃規程) (明治13年:改正教育令改正)					
第三期 (啓蒙期)	明治15年(1882)~19年(1886) 明治15年に文部省が簡易幼稚園を奨励してから、明治前期の終わる約5年間である。 (明治17年:学齢未満時の小学校入学禁止の政府通達) (明治19年:小学校令公布・師範学校令発布)					
明治後期 明治20年(1887)~45年(1912)						
第一期(普及期)	明治20年(1887)~31年(1898) 明治20年から、「幼稚園保育及設備規程」が制 定される明治32年以前の10年あまりで、都市 を中心に幼稚園が着実に普及していった時期 である。 (明治23年:第二次小学校令公布) (明治27年:「学齢未満ノ児童就学禁止方」訓令)					

(明治32年:市立学校令公布)

(明治32年:「幼稚園保育及設備規程」制定)

明治32年(1899)~45年(1912)

#### 第二期 (定着期)

明治32年に「幼稚園保育及設備規程」が制定されて、幼稚園というものが確立した頃から、明治時代の終わりまでの10数年間をいう。この時期は保育の方法について反省が行なわれ、幼稚園がわが国の国土に定着し始めた特徴ある時期である。

(明治33年:小学校令改正 小学校令施行規 則改定)

(明治40年:小学校令改正)

(明治42年:内務省が「幼児保育所」を独自 に作り補助金を支給)

(明治44年:小学校令施行規則改正 保育項目の内容規程削除等)

# 2-1. 草創期

明治5年(1872)に学制が制定された。その中に「幼稚小学」の規程があり「幼稚小学ハ男女の子弟六才迄ノモノ小学に入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」とされたのが、わが国の幼児教育機関の名称が教育法の中に記載された最初である。

明治4年(1871)、横浜に3人の外国人宣教師によって開かれた「亜米利加婦人教授所」は混血児の保護育成を目的としたものだが、幼児が集まらず、翌年には「日本婦人女英学校」にかわっている。明治8年(1875)には京都の安栖里村に幼稚園が、同じく京都の柳地地区に幼稚遊嬉場が開設された。これらは、幼児のための公立の施設であった。

# 2-2. 揺籃期

明治9年(1876)に開設された、東京女子師範学校 附属幼稚園は学制にもとづくものとしては最も早いも のとされている。この東京女子師範学校附属幼稚園が、 その後の幼稚園設立に大きな影響を及ぼしたといわれ ている。この幼稚園に刺激されて、それ以後、多くの 幼稚園が作られた。

明治12年(1879)教育令が公布された。これにより 初めて幼稚園の名称が明示された。さらに、公立幼 稚園の設置、廃止は府知事・県令の認可を受けるこ と、保育法は文部卿の認可を受けること。また、私立 幼稚園の設置、廃止及び保育法は、府知事・県令に開 申(自己の職権内でしたことを監督官庁に報告するこ と)することとされた。

明治13年(1880)改正教育令が公布され、国家の統制が強められた。

明治12年になると、大阪と鹿児島と仙台に幼稚園が 開設された。大阪と鹿児島の幼稚園は東京女子師範学 校附属幼稚園の指導によるものである。

さらに12年から14年にかけては、東京に「近藤幼稚

園」「ブリテン女学校幼稚園」「桜井女学校附属幼稚園」「江東女子小学校附属幼稚園」、大阪に「愛珠幼稚園」、和歌山に「和歌山幼稚園」、群馬県に「幼稚遊嬉場」などができている。

#### 2-3. 啓蒙期

明治15年に文部省が簡易幼稚園を奨励した。

明治17年には「学齢未満時の小学校入学禁止」の政府通達が出された。小学校に学齢未満の幼児が多く入っているが、このようなことは心身の発達を害するといって禁止し、幼児は幼稚園的な方法で教育すべきである旨を通達している。この結果、明治16年からは幼稚園の数が急に増えた。東京、大阪、京都をはじめ、岡山その他の地方都市にも、次々と幼稚園が開設され、明治19年には約40の幼稚園が存在した。

#### 2-4. 普及期

明治23年(1890)「小学校令」が全面改正され、幼 稚園に関する規則が定められた。

明治23年には、鳥取県に筧雄平が、「下味野村子供預り所」を作り、27年には東京の大日本紡績会社の工場内に託児所が附設されている。また、日露戦争にあたっては、下士、兵卒の家族の生計扶助のために託児所が設けられた。

#### 2-5. 定着期

明治32年(1899)に「幼稚園保育及設備規程」が公布された。その内容は園児の年齢、保育時間、保姆1人あたりの保育する幼児数、保育項目、設備等を定めたもので、府県の中にも、保育内容や方法について規定を設けるところが出てきた。

明治33年(1900) 小学校令、小学校令施行規則が制 定。義務教育の授業料が廃止された。

明治44年(1911)小学校令施行規則が改正され、これまで保育事項や保育時数の制限が緩和された。

#### 2-6. 大正時代

大正2年(1913) 桜楓会幼児保育所設立(小石川区 久堅町)

以後、託児所は大正時代を通し発達し、その初頭には10あまりにすぎなかった託児所が、大正の終わりには250をこえ、農繁期託児所は130をこえている。大正時代における農繁期託児所の最初のものは、大正5年(1916)三重県の神前村で作られた。大正時代の託児所の大部分は私立で、大都市に集中していた。その後、都市における公立託児所は大正8年(1919)、大阪、和歌山、京都に設立された4)。

大正15年(1926)「幼稚園令」が制定された。これまで、小学校の規則に付随していたのが独立したものである。大きな改善点は幼稚園教育の目的を「第一条幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ、

善良ナル性情ヲ涵養シ、家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」と示したことである。旧幼稚園令規定との最大の相違点は、幼稚園に託児所的機能をになわせ、すべての幼児に、差別なくひとしく幼稚園教育を解放しようとした点である。

#### Ⅲ. 山形県における成立過程

#### 1-1. 草創期

明治政府は明治5年、学制を制定し、近代的な学校制度を発足させ普及を図ろうとした。山形県でも児童就学法を制定して、未就学児童の就学督促を強力に行った。しかし、国全体と同様に山形県でも就学率は低かった。

#### 1-2. 揺籃期

明治14年(1881)「町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」が山形県令三島通庸によって示されたが、この時点では県内で幼稚園創設の気運はない。

明治14年(1881)就学督責規則起草心得・学務委員 規則起草心得を定め、子どもの就学をいっそう厳重に 督促した。

明治14年(1881) 東置賜郡で児童(こもり) 学校として仮設施行した。

#### 1-3. 啓蒙期

明治17年(1884)県令折田平内は「学齢未満幼児の小学校入学禁止」に関する布達を出し、幼稚園の設立を勧奨している。

# 1-4. 普及期

明治20 (1887) ~30年 (1897) 女子就学奨励の通達。 山形県はたびたび女子就学奨励の通達を出し、子守学

級の設置を奨励した。

明治27年10月、山形県内初の幼稚園とされる大山小学校附属幼稚園が開園した。園児、満4~6才60名 (男35,女25)保姆1名、補助1名であった。

#### 1-5. 定着期

明治34年(1901)「子守児童の負える稚児のこと」の通達が出され、山形県は、子守のままの就学を促した。県内の一部の地域やいくつかの学校では「特別学級設置規程」を作り、子守児童の教育に取り組んでいたところもある。

明治34年(1901)河北に谷地羽陽仏教育児院(河北町)

明治36年(1903) 私立青木幼稚遊戯園(酒田市)開設、その分園が新庄にもあった。

明治37年(1904)従軍者幼児保育所設立。青木マサが個人的に設立した。日露戦争で戦死した家庭や負傷して障害を負った家庭の幼児を預かるための保育所である。これが現在の私立酒田幼稚園と、新庄市立中部保育所となり今日まで続いている5)。

明治37年(1904) 羽陽仏教育児院創立 定林寺の役 僧仲田徳明が設立した。

明治37年(1904)山形に出征軍人家族幼児保育所 (山形市)

明治37年(1904) 鶴岡育児所創立 春山鉄太郎が妻 とともに養育事業にあたった。

明治38年(1905)金竹孤児院創立

明治39年(1906)5月、私立荘内婦人会幼稚園開園。 市内馬場町の民家に、幼稚遊戯園と称し幼児94名を収 容した。明治43年11月、県知事から幼稚園設立の認可

表2.	年度別全国·	·山形県内幼稚園数	(1902年~)	1942年)10
-----	--------	-----------	----------	----------

í	F	全	国		県内
度		園数	大正11年比	園数	園名
明	35	263	35.2%	1	大山
	40	386	51.7	3	大山 山形 庄内婦人会
治	45	533	71.3	7	大山 山形 香澄 米沢北方 米沢南方 庄内婦人会 酒田
大	6	677	90.6	10	大山 山形 香澄 千歳 米沢北方 米沢南方 上山 庄内婦人会 酒田 明星
正	11	747	100.0	10	大山 山形 香澄 千歳 上山 庄内婦人会 酒田 明星 興道第一 米沢北方
	2	1,182	158.2	16	大山 山女師附 香澄 千歳 上山 庄内婦人会 酒田 明星 興道第一 興道第二 興道第三 米沢共愛 松が崎 新清(山形) 宮内双葉 米沢北方
昭	7	1,700	228.3	15	大山 山女師附 香澄 千歳 庄内婦人会 酒田 明星 興道第一 興道第二 興道第三 米沢共愛 松が崎 普慈 若葉(米沢) 宮内双葉
和	12	2,000	267.7	15	大山 山女師附 香澄 千歳 庄内婦人会 酒田 明星 興道第一 興道第二 興道第三 米沢共愛 松が崎 普慈 若葉(米沢) 宮内双葉
	17	2,085	279.1	16	大山 山女師附 香澄 千歳 庄内婦人会 酒田 明星 興道第一 興道第二 興道第三 米沢共愛 松が崎 普慈 若葉(米沢) 宮内双葉 新庄聖公

全国の資料は『幼稚園教育』90年史(ひかりのくに=1974年)による

を得て、私立荘内婦人会幼稚園と改称した6)。

明治39 (1906) 7月、私立山形幼稚園創設。視学官 髙橋磯八郎の発議により私立山形幼稚園を創設し、元 師範学校附属小学校校舎を無償使用の許可を得、幼児 102名を収容して開園した。昭和2年4月、女子師範 学校附属幼稚園として県に移管、6月新園舎に移転し た7)。

明治44年(1911)私立酒田幼稚園開園。酒田市には明治36年に私立青木幼稚遊戯園が設立されたが、明治43年、園主の病気のため閉園した。しかし、明治44年に私立酒田幼稚園を設置した。園長は酒田高等女学校が園長を嘱託された8)。

明治44年(1911)私立米沢北方幼稚園開園。酒田において幼稚遊戯園を開園した青木政子が米沢に来住し、開園した。その後、南方幼稚園と北方幼稚園としたが、大正6年南方幼稚園は火事で焼失したので廃園とした<sup>9)</sup>。

# 1-6. 大正時代

大正5年(1916)山形市に千歳幼稚園開設

大正6年(1917) 明星幼稚園創設。基督教による幼 児の情操教育を目的とした。

大正9年(1920)興道第二保育園創立

大正12年(1923) 興道幼稚園創立。米沢仏教興道会 で経営している。

大正13年(1924)興道第一保育園創立

大正13年(1924)松岬幼稚園創設

大正14年(1925)宮内双葉幼稚園開園

# Ⅳ. 検討

- 1. 柴崎<sup>11)</sup> は、明治時代に保育施設の概念が形成された要因を次の5つに整理し、分類している。
  - ①乳幼児の養育保護施設

この施設の例として、明治4年に横浜市に開設された「亜米利加夫人教授所」、明治8年に京都に開設された柳池小学校に附属する「幼稚遊嬉場」、明治33年に東京に開設された双葉幼稚園を挙げ、設立目的から現在の養護施設、保育所、幼稚園を合わせたような機能を持ったものとしている。

②子守に小学校教育を保証するための施設

子守問題で学校教育を受けられない子女に対して 小学校教育を保証するための保育施設で、「子守学 校」、「子守学級」を例として挙げている。

③親の就労を保証するための預かり施設

親が農業や工業などの仕事に従事しているため子 どもを養育することができないために、子どもを預 かる保育施設で、明治23年に新潟市に開設された 「新潟静修学校」を例として挙げている。

#### ④幼児教育施設

就学前教育を施すための教育施設で、現在の幼稚園につながっていったとし、例として明治9年に開設された東京女子師範学校附属幼稚園、明治17年に京都市に開設された幼稚保育科を例に挙げている。 ⑤保母の資格を得るための保育実習施設

全国の幼稚園に設立されるようになり、幼児を保育する人を養成することが必要になり、この養成機関が設けられ、その実習場として開設され、現在の保育者養成機関の附属幼稚園につながっているとし、例として明治14年に群馬県師範学校内に開設された幼稚遊戯場を挙げている。

柴崎が述べている、明治時代に保育施設の概念が形成された5つの要因を、山形県の保育施設と比較し、 その特徴について検討する。

#### 1-1. 乳幼児の養育保護施設

明治37年(1904)に青木マサが個人的に従軍者幼児保育を設立した。日露戦争で戦死した家庭や負傷して障害を負った家庭の幼児を預かるための保育所である。これが現在の私立酒田幼稚園と、新庄市立中部保育所となり今日まで続いている。これは現在の養護施設、保育所、幼稚園を合わせたような機能を持ったものと考えられる。

1-2. 子守に小学校教育を保証するための施設

山形県は、明治20 (1887) ~30年 (1897) にたびたび女子就学奨励の通達を出し子守学級の設置を奨励している。全国的には幼稚園が続々と創設されていくなかで、山形県では子守学級(学校)が幼児教育の多くの役割を担っていた。明治14年 (1881) には東置賜郡で児童(こもり)学校として仮設施行している<sup>12)</sup>。

#### 1-3. 親の就労を保証するための預かり施設

大正15年以降になっても農繁期には子守や家の手伝いで欠席する児童が多く、これを解消するためには、乳幼児を他の場所で保育し、児童と引き離す以外方法がなく、県内の各地に学校の空き教室や学校近くの集会所などを利用した農繁期だけの託児所ができていった<sup>13)</sup>。

# 1-4. 幼児教育施設

明治27年に大山小学校附属幼稚園が県内初の幼稚園 として開園した。明治39年には私立山形幼稚園が開園 し、就学前教育を施すための教育施設で、現在の幼稚 園につながっている。

1-5. 保母の資格を得るための保育実習施設

明治時代に、山形県に保母の資格を得るための保育 実習施設は設置されていない。

# 2. わが国の保育を取り囲む環境の変遷と山形の比較 2-1. 草創期

国は明治5年(1872)「学制」における「幼稚小学」の規程により近代的な学校制度を発足させ普及を図り、未就学児童の就学を進めようとした。しかし、一般国民にとっては、児童の就学が家庭の労働力を奪うこと、授業料が重い負担となったこと、教育の必要性を認識していなかったことなどのため、児童の就学は容易には進まなかった。特に女子の就学率は明治30年代前半までは50%を切るほどで男子の半分程度の低さであった<sup>14)</sup>。この「学制」での「幼稚小学」の規程は幼稚園の創設に大きな影響を及ぼすまでにはいかなかった。この時期に横浜に幼児の保護育成ための施設が開設され、京都には公立の幼稚園、幼稚遊嬉場が開設している。

山形県内では、児童就学法を制定して、未就学児童の就学督促を強力に行ったが、就学率は低かった。 2-2. 揺籃期

明治9年(1876)、学制に基づくものでは最も早いとされる東京女子師範学校附属幼稚園が開設された。これがその後の幼稚園設立に大きな影響を及ぼし、これ以降、多くの幼稚園が創設されるきっかけとなったといわれている。明治12年から14年にかけては東京、大阪、鹿児島、仙台、和歌山、群馬などに幼稚園が設置されている。さらに、明治12年(1879)の教育令により、幼稚園の名称が明示され、設置、廃止等に関する法律も整備された。

当時、幼稚園に入園した幼児の大部分が上流階級の幼児であったため、幼稚園に通わせるのはぜいたくであるという印象をもたせたようである。

山形県では県令三島通庸が「町村立市立学校幼稚園 書籍館設置廃止規則」を示したが、この時点では県内 に幼稚園創設の気運はない。さらに、「就学督責規則 起草心得・学務委員規則規程」を定め子どもの就学を すすめている。

# 2-3. 啓蒙期

明治15年以前の幼稚園は裕福な上流階級の子どもたちに独占される傾向にあったので、明治15年(1882)、政府は田舎にもつくることができ、貧家の子も入れるような簡易な幼稚園を奨励している。

明治17年(1884)には「学齢未満時の小学校入学禁止」の政府通達が出された。学齢未満の幼児の小学校入学は心身の発達得を害するといって禁止し、幼稚園の設立を勧奨した。これにより明治16年からは幼稚園の数が急に増えた。東京、大阪、京都をはじめ、岡山その他の地方都市にも、次々と幼稚園が開設され、明治19年には約40の幼稚園が存在した。しかし、国家の

教育政策からは埒外に置かれたため、経済的な裏打ちが弱く、たえず設置者の変更や、廃止の危機に立たされていた。

山形県でも明治17年(1884)県令折田平内は「学齢未満幼児の小学校入学禁止」に関する布達を出している。当時は学齢未満幼児の相当数が入学していたことが推察できる。

#### 2-4. 普及期

明治15年(1882)の簡易幼稚園の奨励と、17年(1884)「学齢未満時の小学校入学禁止」の通達により、明治20年代になると尋常師範学校と小学校で幼児を保育する施設が増えてきて、公立幼稚園は順調に発達し、都市を中心に幼稚園が着実に普及していった時期である。私立幼稚園は明治25年から開設される園が非常に少なくなり、明治30年には、公立幼稚園と私立幼稚園の比率は約3:1になっている。また、現在と同じ役割を持った託児所が鳥取や東京に作られ、その必要性が国民に認識されはじめている。

山形県は、明治20(1887)~30年(1897)にたびたび女子就学奨励の通達を出し子守学級の設置を奨励した。山形県の幼児教育の歩みは全国的にみると遅れており、全国的には幼稚園が続々と創設されていくなかで、山形県は子守学級(学校)が幼児教育の役割を担っていた。明治14年(1881)には東置賜郡で児童(こもり)学校として仮設施行している14)。

子守学級(子守学校)とは、女子の就学率を上げるために設けられた簡易な学級(学校)で、家庭が貧困で自分の家の子守をせざるをえない女子や子守奉公に出されて就学できない女子に、幼児の保育のかたわら、小学校教育の基礎を授けることで彼女らを救済するためのものであった。

子守学校は明治7年頃から昭和5年頃にかけて開設され、その開設地はおおむね41道府県に及んでいた。 道府県別開設校では長野県がもっとも多く、ついで山形県、福島県、新潟県などの順になっている。年別・年代別開設校数では、その大部分が明治期に開設され、明治30年代がもっとも多く開設された。子守学校の開設は、大正期なかば頃から急減し、昭和5年をもって終わっている150。

子守学校について長田<sup>16</sup> は以下のように述べている。「子守学校は、家庭の貧困のため子守となり、不就学を余儀なくされた学齢女児の存在を背景として生まれたものであったが、他方、幼児保育上よりする子守教育の必要もその背景の重要な一つであった。児童を子守のまま登校せしめ、嬰児(幼児)保育のかたわら、初等普通教育と嬰児保育法を授け、かれらを救済し、これによって国民普通教育(義務教育)の普及を

図り、かれらを良き保育者たらしめ、かれらの風儀を 矯正し、合わせて地方の風俗を改良する、これらの三 点はすべての子守学校に共通する目的であった。我が 国の保育施設は、全国的に見れば、明治末年から大正 期にかけての慢性的不況の中で、民生安定の諸施設の 一環として誕生したものであったが、他方、子守児童 の実質的な就学保障という観点からする子守児童対策 が、大正期に入って保育施設の建設を促進したことは 明らかである。子守児童対策(子守学校)が、保育施 設の発達に果たした役割は極めて大きかった。」

このような時代の中で、明治27年10月、ようやく山 形県内初の幼稚園とされる大山小学校附属幼稚園が開 園した。

#### 2-5. 定着期

明治時代の後半は、小学校への就学が次第に定着して教育体制が整ってきた時代である。また、この時期は幼稚園教育に目がむけられるようになり、東京を中心とする全国各地での幼稚園教育に対する動向に影響を与えるようになってきた。

明治後期の特色として、幼稚園については、大都市における急激な発達と全国の府県への普及がみられる。明治20年にくらべて明治45年には園の数が8倍になっている。とくに私立幼稚園は明治33年頃から少しずつ伸びはじめ、明治の終わりに近づくにしたがって大幅に発達した。明治42年には官公立幼稚園の数を抜き、現在の私立幼稚園優位のもとを築いている。さらに、明治32年(1899)「幼稚園保育及設備規程」により保育内容や方法等の内容も充実してきた。

山形県においては、明治33年(1900)小学校令の全面的な改正公布により授業料が廃止されたので、次第に就学率は上昇し、明治40年代には男女とも100%に近づいた。明治34年(1901)「子守児童の負える稚児のこと」の通達では、子守のままの就学を促した。県内の一部の地域やいくつかの学校では「特別学級設置規程」を作り、子守児童の教育に取り組んでいたところもある。

一方、明治末期の厳しい経済的状況により貧しい 人々の生活は悲惨なものであった。貧しい子どもや孤 児がいたる所に見られ、大きな社会問題となった。当 時はまだ保護施設が整っておらず、これらの子どもた ちの救済のために、個人の篤志家の善意により鶴岡育 児所、羽陽仏教育児院、金竹孤児院の3孤児院が作ら れた。

#### 2-6. 大正時代~昭和初頭

全国的に見ると、大正時代の幼稚園の数は、大正7年を除けば毎年増加している。特に大正末期の14年と15年は100を超える幼稚園の増加が見られた。私立幼

稚園は大正の初めからすでに公立幼稚園よりも園数が 多いが、以後もその増加がいちじるしく、大正15年に 至って、私立幼稚園の園児数が公立幼稚園の園児数よ りも多くなった。

幼稚園令を一つの契機として、幼稚園は制定前におけるよりも急速に増設されている。また、大正期に入って、保育所や託児場と呼ばれる託児所も多く開設されるようになった。

幼稚園令の公布を機に、全国では幼稚園数が年々増加しているが、県内では昭和2年(1927)に16園となっており、その数は増えていない。

大正15年以降になっても農繁期には子守や家の手伝いで欠席する児童が多く当然出席率は低く、子守児童の学力不足も深刻であった。これを解消するためには、乳幼児を他の場所で保育し、児童と引き離す以外方法がなく、県内の各地に学校の空き教室や学校近くの集会所などを利用した農繁期だけの託児所ができていった<sup>17)</sup>。

# V. まとめ

明治初期、全国では幼児の保護育成のための施設が 開設されはじめていたが、山形県では児童の就学率を 上げるための働きかけはあったものの、幼児のための 施設設立の動きはなかった。

明治17年(1884)「学齢未満幼児の小学校入学禁止」の通達が出されてから、全国的には幼稚園が普及していった中で、山形県も幼稚園の設置を勧奨したが、幼児教育の歩みは遅れていた。当時は学齢未満幼児の相当数が小学校に入学しており、子守学級(学校)が幼児教育の役割を担っていたと推察される。山形県では明治14年に東置賜郡で児童(こもり)学校ができている。明治20(1887)~30年(1897)にはたびたび女子就学奨励の通達を出し、子守学級の設置を奨励した。さらに、明治34年(1901)「子守児童の負える稚児のこと」の通達では、子守のままの就学を促した。県内の一部の地域やいくつかの学校では「特別学級設置規程」を作り、子守児童の教育に取り組んでいたところもある。

山形県に初めて幼稚園が開園したのは明治27年である。就学前教育を施すための教育施設で現在の幼稚園につながっている。その後、大正11年までには10の幼稚園が開園したが、全国と比較して大正期までの山形県の幼稚園の増加率は低い。

明治後期に青木マサが個人的に設立した施設は今日まで続いており、これは現在の養護施設、保育所、幼稚園を合わせたような機能を持ったものの先駆けとなったと考えられる。

このように、本県における明治期から大正期までの幼児教育は、教育的機能よりは託児的機能をもつ施設が普及した。このような成立経過は、その後、本県における幼稚園が普及する素地となったと考える。

#### 引用文献

- 山下俊郎:幼児園と保育所の問題を考える,幼児の教育、日本幼稚園協会,1973,72(6),4-7
- 2) 静岡市: 静岡市立幼稚園・保育所の移行方針について, http://www.city.shizuoka.jp/000159262.pdf, [引用2014.9.20]
- 3) 日本保育学会(編): 日本幼児教育史, フレーベル館, 1968, 32
- 4) 日本保育学会:日本幼児教育史 第3巻, フレーベル館, 1969, 44
- 5) 松田澄子:子守学級から農繁託児所へ 最上庄内 地区編,みちのく書房,2018,195
- 6) 山形県教育研究所:山形縣教育史,武田活版所, 1952,410
- 7) 山形県教育研究所:山形縣教育史, 武田活版所, 1952, 410
- 8) 山形県教育研究所:山形縣教育史,武田活版所, 1952,410
- 9) 山形県教育研究所:山形縣教育史,武田活版所, 1952. 411
- 10) 山形県教育委員会:山形県教育史,通史編中巻,1992,344

- 11) 柴崎正行:わが国における保育施設の成立過程について、東京家政大学研究紀要、第39集(1), 1999, 99-105
- 12) 松田澄子:子守学級から農繁託児所へ 最上・庄 内地区編,みちのく書房,2018
- 13) 松田澄子:子守学級から農繁託児所へ 村山・置 賜地区編. みちのく書房. 2013. 3
- 14) 山形県:山形県史, 山形県, 1984, 456
- 15) 長田三男:子守学校の実証的研究, 岡沢憲芙, 早稲田大学出版部, 1995, 773
- 16) 長田三男:子守学校の実証的研究, 岡沢憲美, 早稲田大学出版部, 1995, 134, 765
- 17) 松田澄子:子守学級から農繁託児所へ 村山・置 賜地区編,みちのく書房,2013

#### 参考文献

山形県教育研究所:山形県学校史年表,山形県教育委員会,昭和48年

山形県教育委員会:山形県教育史,山形県教育委員会, 平成3年

文部省:幼稚園教育百年史,ひかりのくに株式会社, 昭和54年

お茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園:年表・幼稚園百年史,昭和51年

日本保育学会:日本幼児保育史 第1~3巻,フレーベル館,昭和43~44年

#### **SUMMARY**

Fumiko TANAKA, Tomoaki MATSUDA, Hiroko KOBAYASHI:

On the Process of Developing Kindergartens and Day-Care Centers in Meiji Era and in Taisyo era, and on Their Systems

The new system of supporting childcare is being put into practice in 2015. This is a big change in the history of childcare in Japan and it is timely to review its history. We considered the characteristics of the childcare in Yamagata prefecture and the whole nation. Accordingly, we found out that in Meiji era and in Taisyo era, the increase rate of the number of kindergartens in Yamagata prefecture was smaller than that in the whole nation. We guess that day-care centers took the place of kindergartens. In late Meiji era, Ms. Masa Aoki established a day-care center which included kindergarten and foster care facility, which we consider a pioneering facility. It is still in service. In Yamagata prefecture, the idea of day-care surpassed preschool education in those days, but in Showa era, many day-care centers changed themselves into kindergartens.

(Uyo Gakuen College)